

社会福祉法人はるの里 2014年度 事業報告

2014年度事業計画に沿って推進状況について報告をします。

1 社会福祉法人はるの里

①法人経営の原則遵守

社会福祉法人はるの里定款第3条の「この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。」を2014年度事業を遂行するに際して遵守する。

⇒緊急かつ重要課題の全面移転を成功させることができた。当初の予定より、
土地の形状による問題などにより1ヶ月の遅れは出たものの、4月半ばに建物引渡し、4月末引越、5月1日より利用者の活動開始、19日開所式を行うことができた。

②法人の所在地

京都市西京区山田猫塚町1-85 (2014年 4月末まで予定)

京都市西京区御陵谷町7-1 (2014年 5月より 予定)

⇒これまで賃貸で使用していた猫塚の物件を4月末をもって返却した。

③法人役員

理事 6名

評議員 13名

監事 2名

④理事会・評議員会の開催

2014年度の理事会・評議員会は、5月(決算)・3月(予算)には必ず開催する。その他、移転に関する審議・議決、補正予算を組む必要がある場合は、その都度、開催する。

⇒ 5/29 (決算と移転に関わる議題)

2/10 (2015年度予算編成に関わる職員の処遇改善について・地中残存靴の裁判について・諸規定改正について)

3/31 (2015年度予算を中心議題)

生活介護事業所はるの里の運営

① 生活介護事業所の所在地

京都市西京区山田猫塚町1-85 (2014年4月末まで 予定)

京都市西京区御陵谷町7-1 (2014年5月から 予定)

⇒これまで賃貸で使用していた猫塚の物件を4月末をもって返却した。

②定員・現人数

定員20人(登録人数16人 4/1現在)

⇒これまで賃貸で使用していた猫塚の物件を4月末をもって返却した。

③職員体制

サービス提供職員配置(…常勤換算)

管理者1名(0.55人) サービス管理責任者1名(0.45人) 医師1名(0.01人)

看護師1名(0.01人) 生活支援員8名(6.52人) 運転手1名(0.6人) 事務職1名(0.05人)

⇒生活支援員に4月に正規職員1名・9月よりパート職員1名増。4月～8月まで8名・9月～2月半ばまで9名・2月半ばより8名(産休により)で実践に携わることができた

④ 事業開始年月日

2009年9月1日

⑤サービスの目的

利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、排泄または食事の介護・創意的活動または生産活動の機会の提供その他の便宜を、利用者の意思及び人格を尊重し、適切かつ効果的におこなう。

⑥運営方針

関係法令を遵守し、他の社会資源との連携をはかり、利用者の意思および人格を尊重した、ひとりひとりの状況に応じた適切かつきめ細かな生活介護サービスの提供をする

(サービス提供時間)

毎月曜日から金曜日の午前10時より午後3時30分までとする。但し、水曜日は午後2時30分までとする。

(サービス内容)

①相談及び援助 ②介護 ③生産活動 ④社会経験を豊かにする活動 ⑤健康

の維持・増進の活動 ⑥食事の維持と提供 ⑦創作活動 ⑧送迎サービス

⑦主な設備

作業場兼食堂 2 休憩室 2 台所 2 トイレ 5 洗面所 3 お風呂 相談室
会議室 事務室

今年度の重点施策

①新築移転を行い事業を安定させる

- ・西京区御陵谷町7-1において、福祉施設の建設を行い、移転を成功させる。
- ・移転資金の自己資金作りをはるの里後援会と協力体制の下、すすめていく。

⇒5月より全面移転をすることができた。今年度、はるの里後援会の呼びかけでおこなった、「移転募金」に300人を超す団体・個人から寄せられた約750万円を寄付頂き、移転資金の財源となった。

②中長期計画を作成する

- ・緊急かつ当面の第一課題の移転を成功させ、新たな場所をステップとした、今後の中長期計画を作成していく。
- ・障害のある利用者や家族の生活実態・願いをもとに話し合いをしていく。

⇒移転後、家族へのアンケートや話し合いで「宿泊」や「ショートステイ」への要望が多く出された。保護者の有志でプロジェクトチームのメンバーを募るまで実施した。見学や学習については未実施に留まった。

③人材確保と定着・育成

- ・職員の人材確保と定着に際して、働き続けられる職場環境整備をすすめていく。全般的な処遇改善の中で、当面、給与表の見直し・諸手当など賃金面の改善の論議をすすめていく。
- ・今後のはるの里を担う人材育成をすすめる。そのために、今年度は、研修の機会を増やしていく。

⇒本格的な処遇改善の第一歩として、管理職手当、会議手当の創設実施をおこなった。3月末の法人役員会において、資格手当の創設、若い世代の給与水準があがるような基本給の見直しを行い、新たな給与表を2015年度よりもちいることとした。

④法人役員体制

- ・法人の第一課題である移転を成功させる現体制を継続させる。

⑤財務管理

- ・ 2015年度予算作成時までに移行が求められる新社会福祉法人会計基準について、情報を共有し、スムーズな移行ができる準備をすすめる。

⇒予算編成時より移行することができた

⑥事業展開

- ・ 指定特定相談支援事業をおこなっていくための準備をすすめます。

⇒相談支援を担うことの大切さを共有し、2015年4月実施にむけて準備は進めたが、実際に相談支援につく相談支援員の配置と生活介護の生活支援員の配置において、事業を安定して進めるための見通しが立たない状況で、事業開始時期を延期とした。